

平成27年度 主任介護支援専門員研修の申込み・受講に関するQ & A

	質 問	回 答
実務経験	①研修期間中に5年を満たす場合、今年度の申込みができますか？	→今年度の受講はできません。 ※平成27年7月1日までに満たせば可。
	②育児休業、疾病などの休職中の期間については実務経験期間に算定できますか？	→算定できません。 ※勤務していない期間は実務経験年数から差し引いてください。
	③介護保険施設で基礎資格（看護師等）との兼務の状況は、実務経験期間に算定できますか？	→要件（2）④以外の方は算定できません。 ※介護保険施設で介護支援専門員としての専任（常勤専従）者に限ります。 ※相談員との兼務も算定できません。
	④在宅介護支援センターとの兼務の期間については、実務経験として認められますか？	→要件（2）④以外の方は認められません。 ※専任（常勤専従）で介護支援専門員として従事した期間を算定してください。
	⑤パートをしていた「非常勤」の期間は実務経験に算定できますか？	→要件（2）④以外の方は認められません。 ※専任（常勤専従）で介護支援専門員として従事した期間を算定してください。
研修修了	①要件（1）の①と②にある「専門研修課程Ⅰ・Ⅱ」、「基礎研修課程Ⅰ・Ⅱ」などの修了証明書が紛失した場合、どうすればいいですか？	→実施機関（大分県社会福祉協議会大分県社会福祉介護研修センター）に「受講証明書」の発行依頼をし、提出してください。 なお、証明書発行には日数を要しますので早めに手続きをしてください。 ※社会福祉介護研修センター TEL：097-552-6888
	②今年2回目の更新を迎えますが、1回目と2回目どちらの更新の際に受講した実務経験者向け研修修了証明書のコピーを提出すればいいですか？	→2回目の更新の方は、直近で受講した実務経験者向け研修修了証明書のコピーを提出してください。
その他	風邪や忌引きなどで欠席した場合、来年度未受講課目だけ受講できますか？	→補講等の振替は同一年度に限られており、翌年度以降に再び受講する場合であっても、すべての研修課程を再度履修していただきます。